【個人別明細書記載要領】

給与支払報告書（個人別明細書）は、「給与所得の源泉徴収票」と同じ様式ですので、国税庁の「令和8年分　給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご覧の上、正確にご記入ください。

お問い合わせや、記入漏れ、記入誤りの多い以下の点につきましては、特にご注意ください。

また、**令和8年中に支払いがあった方全員**が提出の対象となります。

①給与受給者の**令和9年1月1日現在**（退職者については退職時）の住所を正確に必ず記載してください。

③配偶者控除額または配偶者特別控除額を記入してください。

⑤特定親族特別控除を記入してください。
特定扶養親族1人につき、特定親族の合計所得金額に応じて控除額が変わります。
区分等の詳細は、国税庁HPより手引をご参照ください

⑦特定親族扶養控除

生計を一にする19歳以上23歳未満の親族がいる場合、人数を記入ください。

⑨（源泉・特別）控除対象配偶者及び控除対象扶養親族が非居住者である場合は、〇印をつけてください。
また、控除対象扶養親族が非居住者である場合は、区分に応じて記載方法が異なりますので、区分等の詳細は、国税庁HPより手引をご参照ください。

⑪該当する事項がある場合、〇印をつけてください。

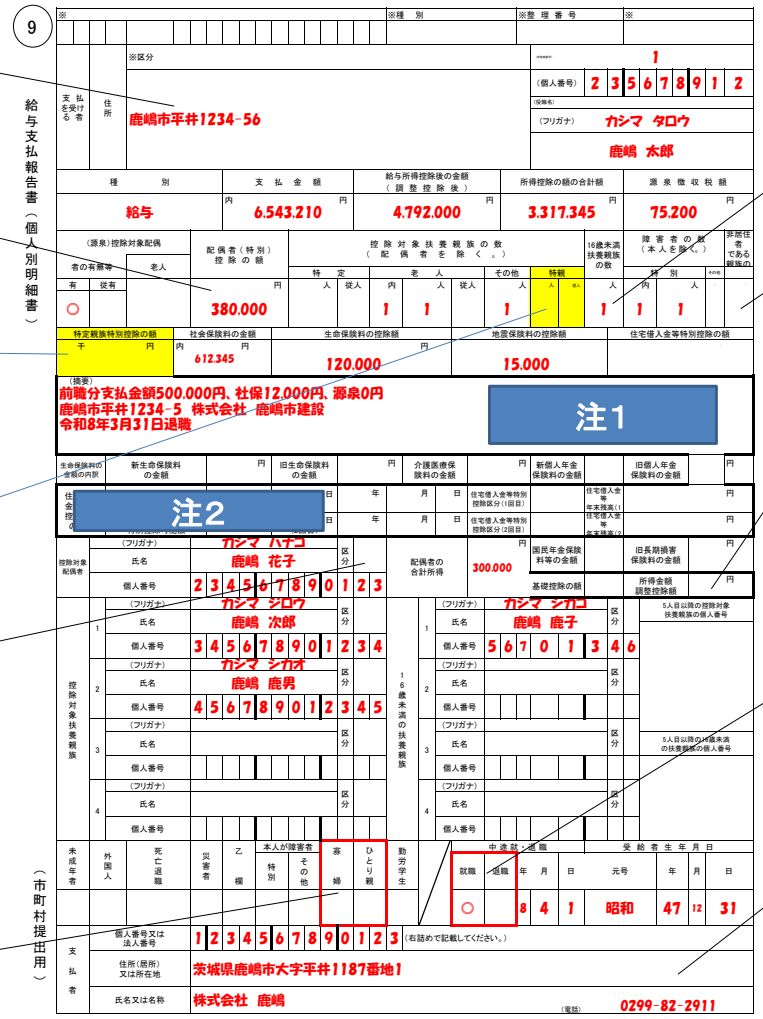

②16歳未満（平成23年1月2日以後生まれ）の扶養親族の人数を記入してください。

④（源泉・特別）控除対象配偶者及び控除対象扶養親族のうち、非居住者の人数を記入してください。

⑥所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を記入してください。

⑧「就職・退職」のいずれかに〇をつけ、年月日を記載し、同年中に就職・退職がある場合は2段書きしてください。

⑩給与支払者の名称および連絡先は必ず記載してください。

※注1　摘要欄について

・支払金額に前職分を含む場合、前職の名称・所在地、退職年月日、支払金額、源泉徴収票税額、社会保険料を必ず記載してください。
（記載がない場合、他の支払者の給与を含まないものとして取り扱います。）
・普通徴収に切り替える受給者には、切替理由符号(甘A～甘F)を記載してください。

◎扶養対象親族について

扶養控除の対象となる扶養親族等は、**令和8年12月31日時点の現況**によります。

※注2　住宅借入金等特別控除額の内訳について

給与所得者より提出された**「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」**をもとに、住宅借入金等特別控除額の**適用数、控除可能額、居住開始年月日、区分、年末残高**を記載してください。

※書き方の詳細は手引をご参照ください

【令和8年度税制改正について】
・所得税の「基礎控除」と給与所得控除」等に関する見直しが行われました。
詳細はQRよりご確認ください。

～　お問い合わせ・送付先

〒314-8655
茨城県鹿嶋市大字平井1187番地1
鹿嶋市役所　税務課　市民税係
0299-82-2911（内線261～263）

個人別明細書の詳しい作成方法は、
国税庁HP「令和8年分　給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご参照ください

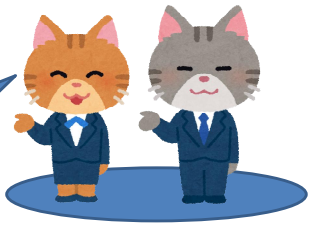

令和8年分　源泉徴収票　手引